

(外交防衛委員会)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第二十条1の改正(千九百九十五年五月

二十二日に締約国の第八回会合において採択されたもの)の受諾について承認を求めるの件(

閣条第二号)(衆議院送付)要旨

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「条約」という。)は、「国際連合憲章」、「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等において示されている男女平等原則を敷衍しつつ、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女子に対する差別の撤廃につき包括的かつ詳細に規定したものである。

締約国は、条約に基づき設置される女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)に対して、条約の実施のために自国がとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を提出することとされている。締約国の増加に伴い、提出される報告の数が年々増加し、委員会による報告の検討作業に遅延が生じたことから、一九九五年(平成七年)五月にニューヨークで開催された締約国の第八回会合において、この改正が採択された。

この改正は、委員会の会合の期間について、一定の条件の下に締約国の会合で決定し得るようにすることを目的とするものである。